

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

平成 29 年度

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「俯瞰図的な視野からの時代に即した実践活動」

I. 事業・予算編成方針

平成 29 年度は、公社設立 20 年の節目を経過し、公社使命を再確認の上、利用者や市民等の期待に応えるべく新たな役割に向けて、更なる具現化を図るとともに、宇治市や宇治市社会福祉協議会をはじめとする関係機関や諸団体との連携のもと、以下の観点から公社としての立ち位置を改めて構築していく年度となる。

一つには、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の充実に向けた取り組みであり、現在までの公社の訪問介護や通所介護の在り方に根本的な問い掛けがなされている一方で、公社の関わり方によっては、今後の宇治市における地域支援事業にも大きな影響を及ぼすこととなる。

二つには、「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けた取り組みであり、全国からも注目されている初期認知症施策をはじめとする宇治市各種事業を更に発展させていくには、これまでに培ってきた公社ノウハウを今後も最大限に発揮していくことが不可欠となる。

三つには、一般財団法人移行後の柱に掲げてきた「地域密着型事業」の継続的な取り組みであり、この間に蓄積された実績を基盤に、今後ますます多種・多様化する地域の保健・福祉ニーズを汲み上げて実現していくこと、各地域で公社の信頼感と存在感を高めていくことが大切となる。

これらは、公社の主要事業である「公社独自事業」、「介護保険事業」、「障害者総合支援事業」、「市委託事業」のそれぞれの事業部門において、宇治市域におけるリーダー的役割を果たし、俯瞰図的な視点のもとで時代に即した柔軟且つ積極的な実践活動を行っていくことが肝要となる。

特に、平成 30 年度に改正予定の介護保険事業では、報酬単価の引き下げやサービスの大幅な見直し論議されており、公社においてもそれに向けての再編・強化を図っていかねなければならない。

いずれにせよ事業運営を継続的・発展的に推進させるためには、健全な経営基調の堅持が必要不可欠であり、これまで以上に、公社にとっての限られた人的・物的資源を「選択と集中」という視点で有効に活用し、最小の経費で最大の効果を発揮できるよう努めなければならない。

こうしたことから、平成 29 年度の事業計画・予算編成方針は、下記を基調として鋭意取り組むこととする。

記

(1) 多種・多様化する社会情勢を視野に入れた柔軟且つ効率的な事業所運営を推進する。

- ① 利用者・市民・地域ニーズへの確に対応する事業開拓の推進。
- ② 地域包括ケアシステムの構築に寄与する事業開拓の推進。

(2) 公社の独自性を発揮した公共的・有効的な事業運営を推進する。

- ① 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けた取り組みの推進。
- ② 地域密着型に基軸を置いた公益目的事業への取り組みの推進。

(3) 働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

- ① 「きょうと福祉人材育成認証事業所」、「ワーク・ライフ・バランス認証事業所」として相応しい更なる良質な職場環境づくりに向けた取り組みの推進。
- ② 「人材育成計画」に基づく人材の計画的な確保・育成に向けた取り組みの推進。
- ③ 職員の処遇改善、職場環境の諸整備に向けた取り組みの推進。

II. 重点項目

(1) 多種・多様化する社会情勢を視野に入れた柔軟且つ効率的な事業所運営を推進する。

① 利用者・市民・地域ニーズへの的確に対応する事業開拓の推進。

公社は、昨年度末に設立 20 周年の節目を迎え、これまでの歩みを振り返る中で改めて公社設立趣意書に掲げられた「多様拡大化する市民ニーズへの的確な対応」、「自立した生活を可能な限り地域で営むことを支援する保健・福祉・医療が一体となった施策展開」、「必要に応じ選択できる広範な質の高い在宅保健福祉サービスの一元的供給」、「市民の生活の質の確保に寄与するサービスシステムの全市的展開」といった公社設立当初の目的を達成するという設立精神が、今まさに直面している多様化する地域・福祉課題を一つずつ解決していくための方策と重なることを再確認した。

今年度から実施される総合事業への対応に加えて、平成 30 年度の介護保険制度改正では、公社事業の中核である訪問介護について、生活支援サービスが一部介護保険サービスから外される方向が示され、このことは利用者の生活に直結する重大事案であり、且つ公社経営にとっても多大な影響を及ぼすこととなる等、こうした事態への準備も大きな課題である。

これら山積する課題は、公社のオーナーである市民のニーズと地域のニーズに丁寧に対応していくことに他ならない。それらに向けた準備として昨年度実施した宇治市社会福祉協議会との合同プロジェクトでの議論とモデル事業への取り組みは大きな布石となった。

こうしたことから、本年度は公社各種事業をこれまで同様に着実に実施していくことと併せて、次期の介護保険制度改正に備えて、これまでのサービス提供の在り方、流れ、仕組みについて検証し、求められる新たな事業、サービスの検討を行い、その上で必要に応じて事業再編も含めて検討する 1 年とする。

更に、宇治市社会福祉協議会との合同プロジェクトを発展させ、より具体的な共同事業に取り組んでいくこととし、その皮切りに介護離職をテーマとした宇治市内企業への啓発活動と、宇治市内の介護、医療専門職のサポートや連携強化に資する集いの場の形成等を行っていく。

【具体的取り組み内容】

- ・ 経営会議及び経営委員会の継続実施
- ・ 「介護保険等課題対応プロジェクト」(仮称) の設置
- ・ 「ぽっぽとうじピョンの未来の宇治の福祉を考える合同プロジェクト」の実施
- ・ 第三者評価の受診

② 地域包括ケアシステムの構築に寄与する事業開拓の推進。

「地域密着型経営」を掲げて各々の事業所の地域特性等に基づき展開してきた地域密着型事業は、管理運営委員会や、登録団体、センター利用者を含む地域住民の方々との顔の見える関係づくりを

深め、一定の成果をあげることができている。

また、昨年度から地域力助成事業の助成団体と公社、及び助成団体同士のネットワークを図る目的で取り組んだ地域力再生ワークショップの開催により、共同・協働の下地をつくることもできた。

先にも述べた公社設立主旨に関連し、公社がこれから地域で果たす役割、また、地域から期待される役割はなお一層増大することが予想され、これは即ち地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みと重なる部分が多い。とりわけ平成 29 年度からの総合事業では、高齢者や地域住民が主体となった地域での支え合い活動の創出が求められることから、公的サービスでは担えない、多様な市民サービスに応えるための新たな地域支援システムの創造に向けて、公社が行う地域密着型事業と助成団体との共同・協働を視野にいれた事業に取り組む必要がある。

そのためには、まずは公社内において、公社事業の 4 本柱である「公社独自事業」、「介護保険事業」、「障害者総合支援事業」、「市委託事業」の各種事業及び、4 つの事業所間の垣根を越えた連携の仕組みが必要であり、その形として公社ネットワーク会議（仮称）を開催し、事業間で抱える諸課題を公社総体で解決し、必要なサービス資源を開発する仕組みをつくる。このことにより多様化する地域課題、縦割りの制度では対応できない世帯単位のサポート、そのための地域ケアネットワークをより強固なものにするための取り組みを通じて宇治市における地域包括ケアシステムの構築に寄与していく。

【具体的取り組み内容】

- ・地域力再生ワークショップの継続開催
- ・公社ネットワーク会議（仮称）を開催

（2）公社の独自性を発揮した公共的・有効的な事業運営を推進する。

① 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の実現に向けた取り組みの推進。

平成 25 年度から宇治市の委託を受けて取り組んだ「宇治市初期認知症総合相談支援事業」は、5 年目を迎え、れもんカフェと初期集中支援チームを両輪とした取り組みの他、認知症当事者チームの活動支援、町ぐるみで認知症の人をサポートする仕組みとしての認知症アクションアライアンスの取り組み等、国内はもとより、世界の国々からも注目される取り組みを行ってきた。

その中心的役割を担ってきた公社は、引き続き「認知症の人にやさしいまち・うじ」市長宣言に基づき、事業運営を行い、公社全体として認知症の人にやさしいまち・うじの実現に向けて公社全体で認知症の人とその家族を地域で支え、また当事者、家族が主体的に活動することを支え、そうした当事者、家族の声を公社事業に活かせるよう引き続き取り組んでいく。

【具体的取り組み内容】

- ・宇治市初期認知症総合相談支援事業の継続実施
- ・認知症対応型デイサービスセンター（れもんデイサービス）の資質向上に向けた取り組みの実施

② 地域密着型に基軸を置いた公益目的事業への取り組みの推進。

重点項目（１）の②でも述べた通り、2025年（平成37年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を目指す地域包括ケアの実現は公社の設立目的にも一致する。

ところが、この実現のために必要不可欠である地域住民主体の共助によるサポート体制は、社会構造の変化による地域連帯の衰退化、弱体化等によりその存立基盤の脆弱さは否めず、今年度より開始される総合事業の中で、宇治市の委託を受けて取り組む生活支援コーディネーターの役割が極めて重要なものとなる。ここでは新たなサービス創設だけでなく、更にこれまで地域で活動してこられた既存の団体活動のパワーにも期待されていることから、地域力助成事業等で繋がりのある団体等にもこの取り組みを呼びかけていくことも重要である。

こうしたことから、公社として新たな委託事業と併せて、引き続き地域福祉センターを起点として各事業所が地域の関係団体等との連携を密に図り、地域ニーズを把握し、公社ならではの公益目的事業に引き続き取り組んでいく。

【具体的取り組み内容】

- ・生活支援コーディネーター業務の受託
- ・地域力助成事業、輝き支援事業等公益目的事業の継続実施

（３）働き甲斐・働きやすさが両立する職場環境づくりを推進する。

①「きょうと福祉人材育成認証事業所」、「ワーク・ライフ・バランス認証事業所」として相応しい更なる良質な職場環境づくりに向けた取り組みの推進。

介護・福祉事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、とりわけ人材確保についてはここ数年にわたり欠員補充にも苦しんでいる他、契約ヘルパーをはじめとする非常勤職員の確保も困難を極める状況にある。更に、平成27年度の介護保険制度の改正に伴い、平成29年度より要支援者層等に対する総合事業が実施されることにより、公社の経営環境も大きく変化することになる。

平成26年度には「きょうと福祉人材育成認証事業所」の認証を取得し、魅力的な職場環境づくりを推進するとともに、認証事業所を対象とした各種研修会を有効活用し、職員の受講機会の拡充を図った他、助成事業を活用し、新卒者を対象とする「宇治市福祉サービス公社リクルートプロジェクト“POPPO IZM”」と銘打った求人用パンフレットやDVDの作成等に取り組んだ。

また、平成27年度には、特に産・育休の取得率等、働きやすい職場環境の整備に取り組んでいることを高く評価され、「ワーク・ライフ・バランス認証事業所」として京都府より認証を受けることができた。

今後ますます厳しさを増す公社の経営環境の変化に柔軟に対応し、これを乗り越えてくためには、人材の育成、強化が一層重要になることから、人材育成を組織的に推進するために、「きょうと福祉

人材育成認証事業所」の上位認証の取得を目指すと共に、人材難への対策として、多様な働き方を可能とする仕事の見直し（高齢者の積極的な雇用と継続して働ける環境整備並びに障がい者雇用への積極的取り組み等）を進め、介護や育児等、ライフイベントに応じて安心して仕事が続けられるよう、各種休暇制度の活用や、必要に応じて雇用条件の配慮（正規から非正規への転換、状況が変われば正規への復帰等）も図っていく。

【具体的取り組み内容】

- ・「きょうと福祉人材育成認証事業所」の上位認証の取得に向けた準備作業の開始
- ・衛生委員会、福利厚生委員会活動等の充実による働きやすい職場環境の実現の推進

② 「人材育成計画」に基づく人材の計画的な確保・育成に向けた取り組みの推進。

昨年度に改定した第2期人材育成計画に基づく人材育成と社内のキャリアパス要件の整備、それに付随する人事考課制度の見直し等の議論を進めていく。

【具体的取り組み内容】

- ・キャリアパス要件の見直し検討作業の開始
- ・人事考課制度の見直し検討作業の開始

③ 職員の処遇改善、職場環境の諸整備に向けた取り組みの推進。

国の介護保険事業、障害者総合支援事業における処遇改善加算を効果的に活用し、引き続き給与面での処遇改善にも努める他、経験やスキル到達度に応じた人材登用等も鋭意検討し、職員一人一人の頑張りや、努力に応じて公社内でのキャリアアップが図れるように制度設計を図る。

【具体的取り組み内容】

- ・効果的な処遇改善を可能とする給与規定等の見直し検討作業の開始

Ⅲ. 平成 29 年度新規事業について

1. 公社独自事業

① 「ぽっぽとうじピヨンの未来の宇治の福祉を考える合同プロジェクト」の推進

昨年度より宇治市社会福祉協議会と合同で取り組んだプロジェクトの成果を受け、具体的な取り組み（介護離職対策に関する事業、介護・医療専門職の課題対応力向上に関する事業等）に着手する。

2. 介護保険法に基づく事業

① 基準緩和型訪問介護（家事支援）

総合事業で制定された新基準により、生活援助を行う新たな生活支援サービスに取り組む。

② 定期巡回訪問介護の一部業務受託

宇治市の地域密着型介護保険事業である「定期巡回訪問介護」で、日中時間帯における訪問業務について一部委託を受けてヘルパーを派遣する。

3. 宇治市委託事業

① 生活支援コーディネーター業務の受託

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割として新たに配置される「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の業務を行う。

② 宇治市生活支援員（39 支援員）養成事業の受託

基準緩和型訪問介護に従事するマンパワーとして、宇治市が独自のカリキュラムにより認定する宇治市生活支援員（通称 39 支援員）の養成事業を行う。

③ 短期集中型介護予防教室の受託

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を新たに実施する。

IV. 理事会・評議員会の開催

法人制度の改革により、評議員及び評議員会の権能が強化され、従来の法人の諮問機関としての性格から法人ガバナンスの最高の決議機関として位置づけられることとなった。定時評議員会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催することとする。

また、理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3カ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	平成28年度事業報告について 平成28年度決算報告について
8月	平成29年度第1四半期までの事業進捗状況について 平成29年度第1四半期までの事業収支実績について
11月	平成29年度第2四半期までの事業進捗状況について 平成29年度第2四半期までの事業収支実績について
1月	平成29年度第3四半期までの事業進捗状況について 平成29年度第3四半期までの事業収支実績について
3月	平成30年度事業計画について 平成30年度収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

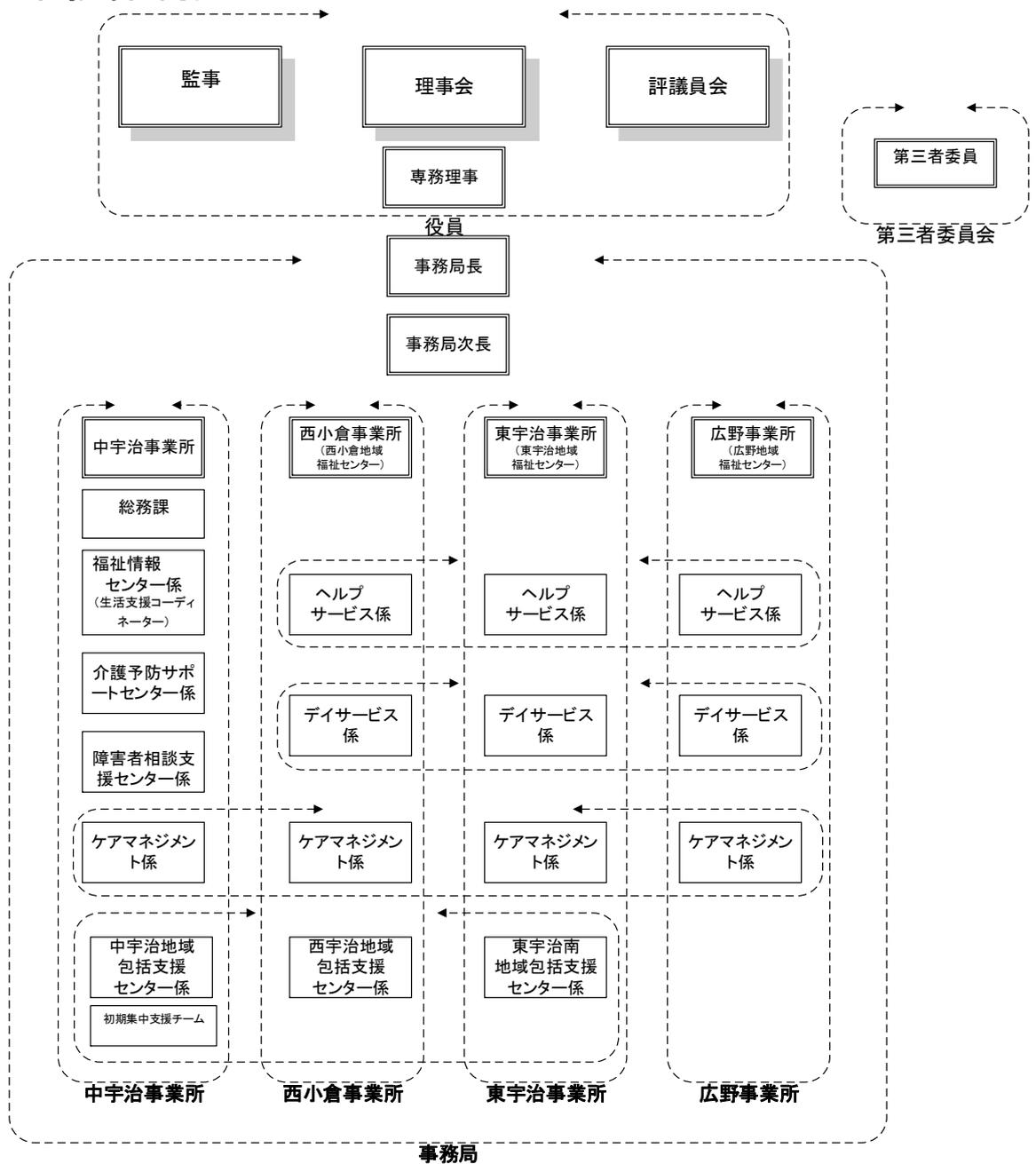
開催月	主 な 件 名
6月	平成28年度事業報告について 平成28年度決算報告について

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

V. 組織機構

「地域密着型経営」を基軸に、介護保険事業を含む地域の保健・福祉サービスの安定的提供に留意すると共に、新たな委託事業や新法人の大きな使命である公益目的支出事業を引き続き円滑に推進するため、以下のような組織体制のもとで臨む。

平成29年度 組織・業務体制図



VI. 各種委員会（プロジェクトチーム）の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会とともに、当面の企画や課題を推進するためのプロジェクトチームを下記のとおり設置する。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会

- ・ 地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆人権推進委員会

- ・ 職員の人権意識の向上に関すること。

◆リスクマネジメント委員会

- ・ 安定的な経営、運営にあたって必要な事項（経営分析、リスクマネジメント活動）についての分析・検証・対策等の協議、企画、立案に関すること。

◆サービス向上委員会

- ・ サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。

◆広報委員会

- ・ 情報誌「ぼっぼ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。

◆福利厚生委員会

- ・ 社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。

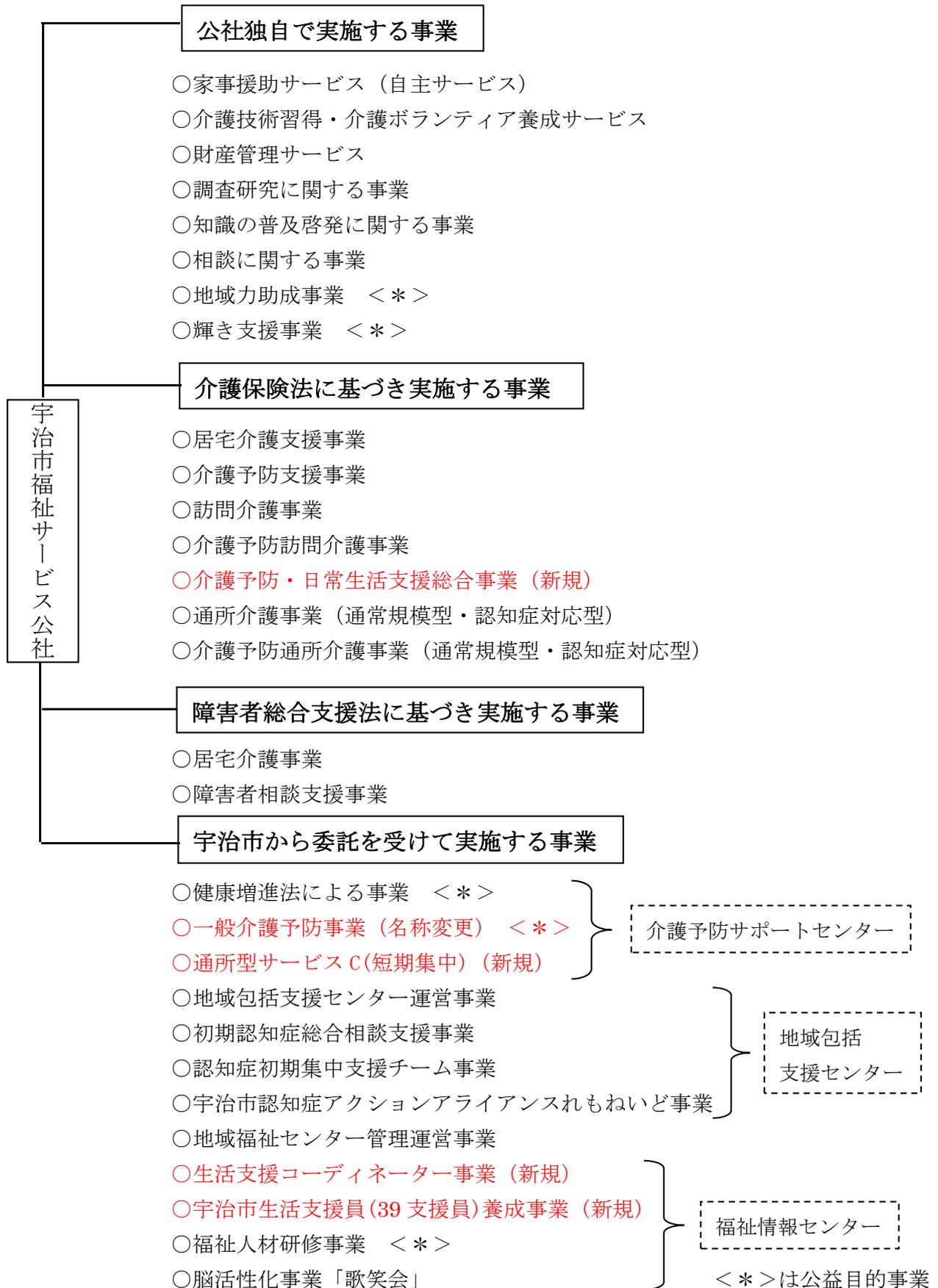
◆未来の宇治の福祉を考えるプロジェクトチーム

- ・ 宇治市社会福祉協議会と共に、宇治市域の地域課題を明らかにし、公社、社協とが連携して、これらの課題解決に向けた共同事業等の調査・研究、企画・実施に関すること。

◆介護保険等課題対応プロジェクトチーム（新規）

- ・ 介護保険改正等の公社経営を取り巻く各種課題の分析と、対策等に向けた提案に関すること。
- ・ 各事業所、各係の課題を横断的に取り上げ、議論、共有、提案を行う社内ネットワーク会議の企画・実施に関すること。

VII. 事業構成



Ⅷ. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 家事援助サービス（自主サービス）

介護保険制度では対応できない、利用者への病院内での見守り、介助をはじめ、家族と同居されている方へのサービスの提供を、公社の独自サービスとして実施する。

なお、サービスの提供については、公社の契約ヘルパーで対応する。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

併せて、中宇治事業所の介護実習室を活用し、宇治市内の介護保険事業所等で働く専門職の資質向上に向けた研修事業のほか、福祉活動に関心のある市民に対して、各種講座を企画・開催する。

③ 財産管理サービス

宇治市社会福祉協議会において実施されている地域福祉権利擁護事業と整合性を図りながら、財産預かり事業を実施する。

④ 輝き支援事業

団塊世代をはじめとするシニア層に対して、自身の高齢期を生き生きと過ごせるよう、健康づくり、生きがいつくり、仲間づくりの機会を提供し、広義の介護予防に資すると共に、地域活動の担い手としても活躍してもらうことを目的に、平成17年度から平成26年度までの10年間、宇治市委託事業として実施してきた「宇治市輝き支援 2015 - 高齢期支援システム創造事業 -」の成果とノウハウを踏まえ、公社独自事業として開催する。（昨年度開催例：料理教室、歌声広場、輝き支援事業派生サークル・団体の活動支援等）

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぽっぽ」を発行する他、ホームページや外部 SNS を利活用した広報、情報発信にも努める。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

併せて、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させると共に、昨年度作製した着ぐるみの「ぽっぽ」をこうしたイベント等で有効活用する。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

また、弁護士による高齢者、障害者等を対象とした無料法律相談を定期的で開催する。

(5) 地域保健福祉に寄与する関係団体等に関する支援、助成事業

① 地域力助成事業

地域住民が主体となって取り組む地域福祉活動を支援し、福祉のまちづくりの原動力となる地域力の育成と社会関係資本の形成に寄与・貢献することを目的として実施する。

(助成対象例)

- ・ 高齢者の買い物、見学・鑑賞等のサポート事業
- ・ 高齢者、児童、障害者・児、引きこもり者・児等の居場所づくりや交流支援事業
- ・ 母・子、コミュニティビジネス等働き場所の創造や子育て支援事業
- ・ 地域活動を担う人材育成や地域活動を推進する事業など地域活動を育成支援する目的であって、
 - (1)新規に地域福祉活動事業を立ち上げ(る)た団体
 - (2)既に事業を実施しているが、その定着・継続に難しさを来している団体に対して、各号1件100万円以内、計上限200万円以内で助成を行う。

介護保険法に基づき実施する事業

(6) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヶ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(7) 訪問介護、介護予防訪問介護に関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

また、新たに設けられる基準緩和型訪問介護（家事支援）についても、宇治市が養成する生活支援員（通称39支援員）によるサービス提供に取り組む。

(8) 通所介護、介護予防通所介護に関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ、認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が発揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(9) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

障害者総合支援法に基づき、利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようサポートをする。

② 障害者相談支援事業

障害者総合支援法に基づき、相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(10) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業 (名称変更)

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター>
- 4) まるごとトレーニング <広野地域福祉センター・あいらの杜>
- 5) 脳活性化事業「頭すこやか講座」 <うじ安心館・東宇治・西小倉地域福祉センター>
- 6) あたまイキイキ教室 <市内介護予防拠点>
- 7) 脳活性化事業「歌笑会」 <ヴィラ鳳凰、伊勢田明星園、まごころ園>*情報センター事業

③ 通所型サービスC (短期集中) (新規受託)

総合事業として、体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限(原則3ヶ月程度)を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下(運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

- 1) パワリハぷらす <黄檗体育館>
- 2) トータルぷらす <宇治愛の郷>

④ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑤ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロンなど気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関すること ④家族支援プログラムのフォローに関すること を主な事業内容とする。

⑥ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑦ 宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』が平成 28 年 3 月に設立され、この事務局を公社が担う。

⑧ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託する。

今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常的に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていきけるような企画、事業を実施する。

⑨ 生活支援コーディネーター事業（新規受託）

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割として新たに配置される「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の業務を行う。

⑩ 宇治市生活支援員（39 支援員）養成事業（新規受託）

基準緩和型訪問介護に従事するマンパワーとして、宇治市が独自のカリキュラムにより認定する宇治市生活支援員（通称 39 支援員）の養成事業を行う。

⑪ 福祉人材研修事業

宇治市内の介護支援専門員や介護保険事業者従事者等を対象に、その資質の向上を図るため、各種の研修を企画・実施する。

⑫ 脳活性化事業「歌笑会」【②-7）再掲】

認知症予防事業として、音楽を用いて身体を動かし、懐かしい歌を歌いながら、認知症を正しく理解（ミニ講座）し、楽しく予防する教室を企画・開催する。（市内 3 会場にて月 1 回開催）